

建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（土木系工事は「種別（レベル3）」、営繕系工事は「中科目」までの金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）とする。

(申立て手続)

- 第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、開札日の午後1時から、これを申し立てることができる。
- 2 前項に規定する申立ては、開札日から起算して3日目の午後4時までに積算疑義申立て書（第1号様式）を工事担当課長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うに当たり、開札日の午後1時から前項に定める期限までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。
 - 4 前項に規定する閲覧は、金額入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を工事担当課長に提出することにより行わなければならない。
 - 5 第1項から第3項に規定する期日及び期間は、宇部市の休日に関する条例（平成2年条例第15号）第1条に規定する休日を除いて定めるものとする。
 - 6 第2項及び第4項の提出の方法は、持参とする。

(積算内容の確認)

第4条 工事担当課長は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに積算内容を確認しなければならない。

(積算疑義の申立てとして取り扱わないもの)

第5条 前条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次のいずれかに該当するときは、積算内容の確認を行わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 数量、仕様等配布された設計図書等により確認できるもの
- (5) 申立て期間終了後に提出されたもの
- (6) 入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) その他当該入札に直接関係のないもの

(確認結果の回答)

第6条 工事担当課長は、積算疑義の申立てを行った者に対し、当該申立てに対する確認結果を回答書（第3号様式）により回答する。

(確認結果等の報告)

第7条 工事担当課長は、積算疑義の申立てがなかったときは、第3条第2項に定める期限の終了後速やかに、契約監理課長にその旨を報告するものとする。

2 工事担当課長は、積算疑義の申立てがあったときは、第6条に定める回答の終了後速やかに、契約監理課長に当該申立てに対する確認結果を報告するものとする。

3 工事担当課長は、第1項及び前項の報告に当たっては、次の書類を提出するものとする。

(1) 金額入り設計書閲覧請求書の提出があったときは、当該請求書

(2) 積算疑義の申立てがあったときは、(1)、積算疑義申立て書及び回答書

(3) 積算内容に誤りがあったときは、(2)及び正しい積算をした場合の設計書

(申立て結果の取扱い)

第8条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、第6条の回答に基づき、次のとおりとする。

(1) 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。

(2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外のときは入札事務を続行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。